

本巢市制20周年記念動画制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、本巢市（以下「本市」という。）が市制20周年記念動画制作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・創造性・実績の点から最適な業者を選定するため、必要な事項を定めるもの。

2 目的

令和6年2月1日に市制施行20周年を迎えるにあたり、①記念式典等で本市の歩みを簡潔に情報共有するため、②次の20年（未来）に向けて、市の魅力やブランドコンセプトを市内外に効果的に発信・浸透させるため、以上2つの目的のための動画、計2種を制作する。

3 業務概要

(1) 業務名

本巢市制20周年記念動画制作業務（秘委第7号）

(2) 業務内容

別紙「本巢市制20周年記念動画制作業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の締結日から令和6年1月19日(金)

(4) 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本巢市契約規則第21条第2項に基づいて調整した本巢市指名競争入札参加者名簿に登録されている者で、岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (2) 企画提案書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止(指名停止)を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続

き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 国税、地方税を滞納していないこと。

(6) プロモーションを目的とした動画制作業務(官民間わない。)について、制作実績があること。

(7) 企画提案書の提出日において、本巣市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和5年6月9日(金)
質疑受付期間	令和5年6月9日(金)～6月16日(金)
質疑回答	令和5年6月19日(月)
企画提案書等提出期限	令和5年6月30日(金)
審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年7月4日(火)予定
審査結果通知	令和5年7月7日(金)予定
契約締結	令和5年7月中旬
成果品の納入期限、事業完了	令和6年1月19日(金)

6 応募方法

提案者は、次の期間までに所定の提出書類を作成し、提出すること。

(1) 募集期間

令和5年6月9日(金)から令和5年6月30日(金)まで

(2) 提出書類等

- ① 企画提案書(様式1)
- ② 提案者概要書(様式2)
- ③ 制作実績一覧(様式3)
- ④ 担当者調書(様式4)
- ⑤ 過去の制作例(プレゼンテーションで上映する予定の動画データ)
- ⑥ 個人の場合は「住民票の写し」、法人の場合は「登記事項証明書」

(3) 提出方法

事務局へ持参または、郵送(募集期間末日までの必着とする。)により提出すること。

7 質問受付及び回答

本業務に関する質問については、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年6月9日(金)午前9時から令和5年6月16日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

質問書(様式5)に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。

なお、電子メールの表題は「【事業者名】本巢市制20周年記念動画制作に関する質問」とすること。

また、質問書提出後は、必ず電話により、質問書到着の確認をすること。

(3) 提出先メールアドレス

企画部秘書広報課 hisho@city.motosu.lg.jp

(4) 回答方法

質問者から送信された電子メールに、回答書を添付して返信する。

なお、質問に回答することで、受託者選定の公平性を損なうと市が判断した場合は、質問に対する回答を行わない。

(5) 質問及び回答の公表

すべての質問及び質問に対する回答は、令和5年6月19日(月)に、市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しない。

8 企画提案の審査

(1) 審査について

有識者及び市職員で構成する審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、提出された企画提案書等について、提案者に対して個別にヒアリングを実施する。

- ・開催予定日時 令和5年7月4日(火) 午前10時～(予定)
- ・実施予定場所 本巢市役所本庁舎2階 大会議室(本巢市文殊324番地)
- ・実施内容等
 - ① プレゼンテーション及びヒアリングに参加する提案者は3名以内とする。
 - ② プレゼンテーションは20分以内とし、企画提案の内容がわかりやすくなるよう、絵コンテや図等を用いるなどの工夫をして説明すること。
 - ③ プレゼンテーションの中で、過去の制作例(再編集したものでも可)を上映すること。
 - ④ プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
 - ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは企画提案書の受付順の逆の順番に行う。
 - ⑥ 提案上映に係るテレビモニター(75インチ)及び接続用のHDMIケーブルは本市が用意するが、パソコン等その他提案に必要なものは提案者が用意すること。
 - ⑦ 参加者が多数となった場合には、時間を短縮する場合もある。

(2) 受託候補者の選定方法

- ・ 企画提案のヒアリングの実施後、審査委員会において、下表(3)の評価基準に基づき

評価・採点し、審議のうえ選定する。

- ・ 評価点数が同点となった場合は、下表（3）の「2 企画提案」の評価が高い提案者を上位とし、企画提案の評価も同点の場合は、審査委員長が上位の提案者を決定する。
- ・ 審査委員会が1位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたととき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。
- ・ 提案者に対し、審査の結果を文書により通知する。

(3) 評価基準

No	評価項目	評価基準	評価点
1	理解度	本市との関わりが深い提案者であり、本市の魅力等を把握した上での提案となっているか。	10
2	企画提案	本市ブランドブックにあるメインターゲット（・ゆとりある住環境で暮らしたい人・画一的でなく、個性を大事にしたい人・家庭も仕事も両立させ、心が満たされたい人）を意識した構成となっているか。	20
		本市ブランドコンセプト「暮らしを自給し、暮らすよろこびが持続するまち」がイメージでき、本市の魅力を効果的に表現しつつ、未来に希望が持てる内容となっているか。	20
		視覚的インパクトや話題性、独創性(ユニークさ)があり、高い広告効果が期待できるか。また、市民に共感が得られ、SNS等でシェアしたくなるものか。	20
3	実績	当該業務と同種又は類似した業務について、豊富な実績を有しているか。	10
4	業務実施体制	業務の実施体制や実施スケジュールは適正か。また、市民参画の仕組みはあるか。	10
5	見積(提案)金額	見積額（税込）について相対的に評価する。 ※全提案者中最低見積額を満点とし、その割合で案分評価。 ※配点 10 点×(最低見積額÷提案見積額) ※小数点以下は切捨てとする。	10
合 計			100

9 業務委託

審査委員会において1位として決定した提案者を受託候補者とし、仕様について協議を行ったうえで、当該動画制作業務（脚本作成～撮影～編集）を委託する。

※履行期限：契約締結日から令和6年1月19日（金）まで

10 失格条件

次の要件に一つでも該当する場合は失格とする。

- (1) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - オ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）
 - カ 他人の作品を盗作した場合
- (2) 審査委員会の委員及び事務局関係者に、直接、間接を問わず本評価に関して不正な接触又は要求をした場合（本要領等に定める手続きに係る場合を除く。）
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合

11 応募にあたっての注意事項

- (1) 企画提案については、1事業者(個人)1提案とすること。
- (2) 応募に係る必要な経費については、提案者が負担すること。
- (3) 制作された動画の著作権は市に帰属し、動画の利用・再編集は市において自由に行うことができるようにすること。
- (4) 受託後に必要となる撮影許可、楽曲使用等で必要となる一切の手続きについては、原則として受託者が行うこと。使用料等の費用は委託料に含まれるものとする。
- (5) 動画内における楽曲、キャストやキャラクターの出演等に係る全ての使用規約期間は、原則として無制限とするが、契約更新を必要とするなど契約期間を有する場合は、必ずプレゼンテーション内で説明すること。
- (6) 受託後は、本市担当者と緊密な連携により、十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。

12 担当部課（事務局）

本巣市企画部秘書広報課

〒501-0423 岐阜県本巣市文殊3 2 4 番地

電話：0581-34-5040（直通）

メールアドレス：hisho@city.motosu.lg.jp

本巢市制 20 周年記念動画 企画提案書

年 月 日	
本巢市長	様 住所・所在地 氏名（法人名） 代表者名 ⑩
業 務 名	本巢市制 20 周年記念動画制作業務
提案概要・ PRポイント	<p>※本動画を制作するうえでのコンセプト・アイデア・演出方法などを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第 1 編：記念式典等で本市の歩みを簡潔に情報共有する動画 ●第 2 編：次の 20 年（未来）に向けて、市の魅力やブランドコンセプトを市内外に効果的に発信・浸透させる動画
詳細説明	<p>※本動画の構成案（ストーリー、シナリオ、見せ方など）や、編集手法（編集の方法、音響・BGM・ナレーションなど）について、具体的に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第 1 編：記念式典等で本市の歩みを簡潔に情報共有する動画 ●第 2 編：次の 20 年（未来）に向けて、市の魅力やブランドコンセプトを市内外に効果的に発信・浸透させる動画

この内容とした理由・ねらい・想定される効果	
スケジュール	
その他特記事項	
事業費	円（消費税込み）

注 1) 「提案概要・PRポイント」、「詳細説明」については、別添資料の添付でも結構です。

2) その他必要に応じて参考資料を添付してください。

様式 2

提 案 者 概 要 書

提 案 者 名			
法人等代表者名	(肩書・氏名)		
住所又は事業所の所在地	住所・所在地 (法人等の本社が市外の場合は、本社の所在地)		
	TEL	FAX	
法人等の設立年月			
法人等の従業員数	人	法人等の資本金	円
活動・事業内容			
担 当 者 名			
担当者連絡先	TEL		
	E-MAIL		

注 1) 個人の場合は「住民票の写し」、法人の場合は「登記事項証明書」を添付してください。

注 2) 記載欄が不足する場合は、別紙を使用してください。

制 作 実 績 一 覧

業務名			
発注者		契約年月日	
業務概要			

業務名			
発注者		契約年月日	
業務概要			

業務名			
発注者		契約年月日	
業務概要			

- ※ 過去の同種又は類似した事業での主な制作経歴を記入してください。
- ※ 同種・類似の業務：自治体や会社等のPR動画制作に関する業務実績
- ※ 用紙が足りない場合はコピーしてください。
- ※ プレゼンテーションで上映する予定の制作例については、動画データをDVD等で提出してください。

様式4

担 当 者 調 書

企画・撮影・編集を主に担当する主任担当者（ディレクター等）について、動画制作等に関する経歴や、本巢市との関わりを記載してください。

(フリガナ) 氏 名		
実務経験年数		
経 歴 等	期 間	内 容
	(例)平成27年4月～現在	〇〇〇〇株式会社 WEB制作部に勤務 動画制作に〇年間携わる
本巢市との関わり		
※これまでの仕事や生活等における本巢市との関わりについて、自由に記載してください。(別紙でも可)		

様式5

年 月 日

本巢市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担 当 者 名

質 問 書

本巢市制20周年記念動画制作業務に関し、以下のとおり質問書を提出します。

関連項目	質問内容

※ 枠は適宜追加して記入してください。